平成２６年（フ）第１３号
静岡県裾野市佐野1346番地の１　トマトハイツＢ―201、前住所静岡県駿東郡小山町須走495番地の550
債務者　髙橋　　徹
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
北海道北斗市七重浜２丁目35番４号　ハイツ21世紀Ｂ102号室
債務者　松田　龍一
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第８号
秋田県横手市平鹿町中吉田字古新辺谷地159番地
債務者　藤王章太郎
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第３６６号
埼玉県東松山市大字上唐子1503番地５
債務者　石川　　均
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２１号
大阪市西成区天下茶屋１丁目18番20号、前住所大阪市西成区潮路１丁目１番22号　メゾン丸菱ネクスト503号
債務者　前田　夏恵
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５１号
大阪府交野市私部８丁目11番６―305号
債務者　金城　　猛
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５１号
大阪市城東区東中浜９丁目10番７号　エレガンスレイヴ305
債務者　水本　勝則
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７１号
大阪府守口市東郷通３丁目11番25―1016号
債務者　樋口　紀子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９０号
大阪市生野区小路２丁目１番５号　ライズコート小路201
債務者　奥田　雄太
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３８号
大阪市西成区天下茶屋３丁目11番17―605号
債務者　松永　吉孝
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５７０号
大阪府八尾市小畑町３丁目62番地の２　ヴァンヴェール山本303号
債務者　宮城　由紀
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７６２号
大阪府枚方市津田駅前１丁目19番１―305号
債務者　阿戸　勝則
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７６８号
大阪市淀川区十三本町１丁目６番19―1005号
債務者　城尾　　恵（旧姓高谷）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８５７号
大阪市鶴見区今津南１丁目４番29―306号
債務者　藤井　秀哉
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９２２号
大阪府交野市私部５丁目24番16号
債務者　門前　一郎
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９２３号
大阪府交野市私部５丁目24番16号
債務者　門前　信子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９２５号
大阪市平野区喜連５丁目１番45号グリーンパティオ201号
債務者　秀平美奈子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部